

## 地方公共団体が管理する河川等に対する支援（地方債の活用事例）

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

### 防災・減災に資する河川改修等

#### 緊急自然災害防止事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
  - ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
  - ・総事業費4億円未満の準用河川の改修
  - ・普通河川の改修 など
- 流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
  - ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
  - ・移動式排水施設の整備 など



普通河川における浚渫事例



移動式排水施設の整備

### 計画的な維持管理のための浚渫

#### 緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度 **令和11年度まで延長**

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

- 地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
- 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における浚渫事例



準用河川における浚渫事例

### 河川管理施設の老朽化対策

#### 公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

- 地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
- 排水機場、水門、樋門、樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- 樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね5千万円未満）の改修・更新
- 護岸・堤防の改修
- ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模（事業費が概ね4億円未満）の改修・更新



フラップゲートにおける浚渫事例

## 緊急浚渫推進事業費の拡充・延長

- 河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業費」について、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長(地方財政法を改正)

### 1. 対象事業

河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

### 2. 地方財政措置

地方債充当率: 100%

元利償還金に対する交付税措置率: 70%

3. 事業期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

### 4. 事業費

1,100億円



(参考) 緊急浚渫推進事業債 <令和7年度～令和11年度>

